

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/小清水和彦
編集者/教育・広報部

職場の雰囲気や働きやすさを低下させます！
これは！ハラスメントと疑問・不安と感じたら、
東日本ユニオンへ相談をしてください！
解決に向け、取り組みをつくりだします！

職場で行なわれている「コンプライアンス勉強会」では「パワーハラスメント」や「セクシャルハラスメント」「モラルハラスメント」などあってはならないとしています。このような**ハラスメント行為**があった場合、会社がいう「生産性の向上」や「働きやすさ」「働きがい」など低下します。

①身体的な攻撃



殴打、足蹴りを行う。相手に物を投げつける。

②精神的な攻撃



人格を否定するような言動を行う。必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。他の労働者の前で、大声で威圧的な叱責を繰り返す。

③人間関係からの切り離し



特定の労働者を仕事から外し、長時間個別室に隔離する。1人の労働者に対し、同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。

また**ハラスメント行為**を受けた社員は、心身・健康に深刻な影響も受けることもあります。

①～⑥のような行為が職場にある場合、職場の雰囲気も悪くなり、労働環境が悪くなっていきます。

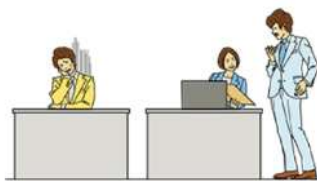
誰もが働きやすく安心して働ける職場環境を作るために、**ハラスメント行為**は絶対になくさなければなりません。

④過大な要求



新入社員に必要な教育を行わないまま、到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し、厳しく叱責する。業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる。

⑤過小な要求



管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。気に入らない労働者に対する嫌がらせのために仕事を与えない。

⑥個の侵害



労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする。労働者の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

相談は、
こちらへ

